

はじめに

当協会に指導者登録の申請をされた方は、水泳指導者台帳に保管登録され、(社)日本スイミングクラブ協会登録指導者として登録証が交付されます。

このご案内は、当協会の登録指導者として、当協会に登録される(されている)方が、新規登録、登録の更新、住所・氏名の変更等を行う場合の手続を説明したものです。手続きが必要な場合は、よくお読みいただき、お間違いのないようお願いいたします。

指導者登録制度について

指導者登録制度は、当協会の登録(加盟)クラブに所属する指導者を対象とした登録制度です。平成 22 年 4 月より指導者登録制度が改定され、申請を簡略化し、個人でも所属クラブ長の在籍証明(申請書に署名・押印)を受けることにより、申請することが出来るようになりました。なお、登録クラブに対しては、毎年 2 月に当協会より、「指導者登録一覧表」を送付します。

指導者登録のメリットについて

指導者登録は登録者のみならず、登録クラブにもメリットがあります。

1. 指導者登録をすることで、支部並びに本部の指導者表彰選考の対象となります。
2. 支部によっては、指導者登録をしていることで講習会の受講料に対して支部の補助金を受けることができます。
3. 指導者登録料は 4 年間で 2,000 円という低額設定です。また、当協会の資格(アクアフィットネスインストラクター・アクアダンスインストラクター・水泳インストラクター・水泳教員・メディカルアクアフィット

ネスインストラクター・安全水泳諸資格)の保有者であれば、4年毎の指導者登録の更新費用は免除されます。(更新手続きは必要となります)。

4. 登録指導者は、各種資格の新規登録並びに更新の際に必要な認定料(2,100円)が免除になります。
5. 無資格の指導者の方においても、当協会に登録することによって、指導者としての責任と自覚を持つことにつながり、クラブのお客様に協会登録の指導者として積極的に接することが出来るようになります。

新規登録について

当協会に登録(加盟)しているスイミングクラブで勤務されている方は、所属クラブ長の在籍証明(申請書に署名・押印)を受け、個人で登録申請することが可能です。指導者登録の申請をされた方は、当協会の指導者登録台帳に保管登録され、登録証が交付されます。なお、指導者登録の有効期限は4年間です。

新規指導者登録の手続について

1) 指導者登録の手続について

■指導者登録時に必要な書類は以下の通りです。

- (1) [指導者登録申請書](#) (2) 指導者登録料の振込みご利用明細書のコピー

■指導者登録料について

新規指導者登録時には、必要な書類の郵送と同時に指導者登録料を当協会指定口座へ振り込んでいただきます。指導者登録料は2,000円です。

登録の更新について

当協会に指導者登録の更新申請をされた方は、当協会の指導者登録台帳に保管登録され、新たな登録証

が交付されます。

登録の有効期限は、4年間となります。引き続き指導者登録を希望される場合は、指導者登録の更新手続きを行っていただかなければなりません。

また、住所、氏名等を変更した場合には、指導者登録変更の書類提出が必要となります。登録の更新を行う場合、また、住所、氏名等を変更した場合は、以下の手続きをお取りください。

登録の更新手続きについて

1) 指導者登録の更新手続きについて

■指導者更新時に必要な書類は以下の通りです。

- (1) [指導者登録申請書](#)
- (2) 指導者登録料の振込みご利用明細書のコピー
- (3) 指導者登録カードのコピー

■指導者登録料について

指導者登録更新時には、必要な書類の郵送と同時に登録更新料を当協会指定口座へ振り込んでいただきます。指導者登録更新料は 2,000 円です。

但し、当協会の資格(アクアフィットネスインストラクター・アクアダンスインストラクター・水泳インストラクター・水泳教員・メディカルアクアフィットネスインストラクター・安全水泳諸資格)の保有者であれば、指導者登録更新料は免除されます。(更新手続きは必要となります)。

2) 登録内容の記載事項に変更が生じたとき

■登録の内容の記載事項に変更が生じたとき

本協会に対して変更の届出が必要になります。別紙「[指導者登録記載事項変更届](#)」を当協会へ郵送してください。

例1. 結婚等で名前と住所が変更した場合

変更届が必要です。また、カード再発行を希望される方はカード再発行届と、再発行手数料 315 円分

の現金か切手が必要になります。

例2. 引越し等で住所が変更した場合

変更届が必要です。カードはそのままですので再発行手数料は必要ありません。

例3. 勤務会社は変わらず、クラブの異動があった場合

変更届が必要です。カードはそのままですので再発行手数料は必要ありません。

例4. 転職した場合

(1) 転職先がスイミングクラブでそのクラブが当協会の登録クラブの場合は、変更届が必要となります。また、カード再発行を希望される方はカード再発行届と、再発行手数料 315 円分の現金か切手が必要になります。

(2) 転職先がスイミングクラブでそのクラブが当協会の未登録クラブの場合は、変更届ではなく、抹消届が必要となります。また、転職先がスイミングクラブ関連ではない場合も抹消届が必要となります。

3) 指導者登録の抹消が必要になったとき

■退職などの理由で登録の抹消が必要になったとき

本協会に対して抹消の届出が必要です。別紙「[指導者登録抹消届](#)」を当協会へ郵送してください。

1. 申請者に必要事項をご記入ください。
2. 申請者が当協会各種資格をお持ちでない場合は、指導者登録を抹消します。
3. 申請者が当協会各種資格をお持ちの場合は、指導者登録抹消後、指導者登録番号から一般管理番号へ変更し、引き続き保有資格のみを管理いたします。保有資格欄に必要事項をご記入ください。

* 一般管理番号とは「9999○○○○」で始まる 8 桁の番号です。

(1) 保有資格のみを管理し、指導者登録はしていないことになります。

(2) 指導者登録と違いカード発行も有効期限もなく、更新手続きも不要です。

(3) 一般管理番号はハガキで申請者の自宅へ通知いたします。

4) 指導者登録カードの再交付が必要になったとき

■指導者登録カードの再発行を希望する場合

再交付料 315 円を当協会指定口座へ振り込む(もしくは 315 円分の切手を郵送)と同時に、別紙「[カード再発行届](#)」を本協会へ郵送してください。

◆当協会連絡先(書類送付先)

〒101-0061

東京都千代田区三崎町2-20-7 水道橋西口会館 5 階

社団法人日本スイミングクラブ協会、指導力向上委員会

TEL:03-3511-1552

FAX:03-3511-1554

◆指導者登録料等の振込先

銀行名: 三菱東京 UFJ 銀行 江戸川橋支店

預金種別: 普通預金

口座番号: 0376796

口座名: (社)日本スイミングクラブ協会

(社)日本スイミングクラブ協会ホームページからも書類のダウンロードができます。<http://www.sc-net.or.jp/>